

「上道駅周辺への生活交通を考える会」会則

(名称及び拠点)

第1条 本会は、上道駅周辺への生活交通を考える会（以下、本会）と称し、事務局は岡山市東区城東台西三丁目6番1号の城東台西集会所に置く。

(組織及び会員)

第2条 本会は、特定非営利活動法人城東台みんなの互助会、城東台学区連合町内会、城東台西町内会、城東台東町内会、城東台南町内会、城東台さつき会、城東台民生・児童委員会等の団体をもって組織し、各団体の代表者を委員とする。

- 2 会長が必要と認めた団体等は本会の委員となることができる。
- 3 岡山市は、オブザーバーとして技術的助言や情報提供等の支援を行う。

(目的)

第3条 本会は、地域が主体となって、主に城東台学区の生活に必要な交通手段を検討するとともに、新たな生活交通事業の導入と利用促進を図る。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事項を実施する。

- (1) 地域住民の利用ニーズの把握に関すること
- (2) 運行事業者の選定に関すること
- (3) 地域の実情に即した運行計画の作成に関すること
 - 1) 運行経路及び停留所に関すること
 - 2) ダイヤ及び運行日に関すること
 - 3) 運行車両に関すること
 - 4) 運賃に関すること
 - 5) 利用目標、利用促進に関すること
 - 6) 収支計画に関すること
 - 7) その他、必要と認められる事項
- (4) 試験運行の実施に関すること
- (5) 生活交通の利用促進に関すること
- (6) 協定（契約）に関すること
- (7) 市の補助金の受け入れ等に関すること
- (8) 本会の活動状況等の周知に関すること
- (9) その他、生活交通の導入・維持に関すること

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 会計 1名
 - (5) 監事 2名
- 2 役員は、委員の中から互選する。
 - 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 役員に欠員を生じ補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長は、この会の庶務を統括する。
- 4 会計は、本会の出納その他会計事務を行う。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。

(運営)

第7条 本会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、この会の庶務を行う事務局委員を置くことができる。
- 3 本会の議事は、出席した委員及び事務局委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 本会は、年1回以上、総会を開催し、活動状況等の報告を行う。

(会計事務)

第8条 本会は、生活交通の確保・維持及び本会の運営等に関する経費の出納を行う。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、令和元年6月22日から施行する。